

令和4年度  
太田市下水道事業審議会  
(第4回)

**太田市の下水道事業**

令和4年4月26日



# 目次

---

- 1. 下水道使用料改定案の審議・決定**
- 2. 今後の料金改定の課題**
- 3. 料金改定までの流れ**

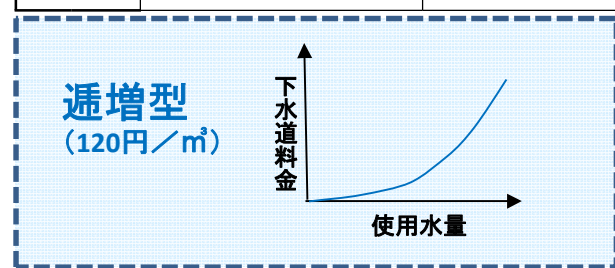
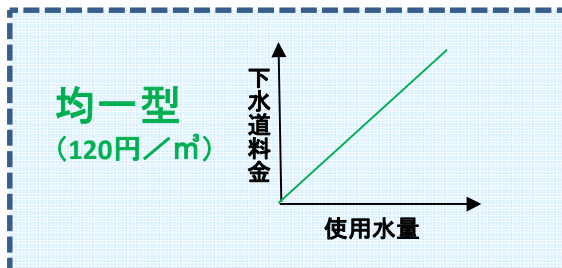
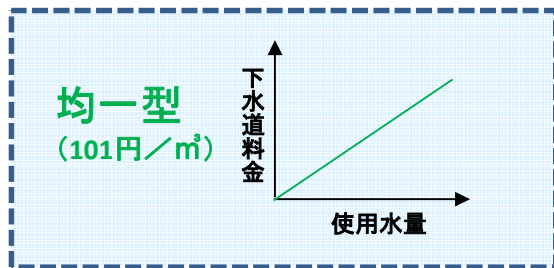
**※第5回審議会予定**  
・答申案

# 1. 下水道使用料改定案の審議・決定

太田市① 現行料金(均一型)		
下水道使用料(税抜) 円/2ヶ月		
	使用水量	使用料
一般排水	基本使用料	—
	1m <sup>3</sup> あたり	101円

太田市② 改定案1(均一型)		
下水道使用料(税抜) 円/2ヶ月		
	使用水量	使用料
一般排水	基本使用料	—
	1m <sup>3</sup> あたり	120円

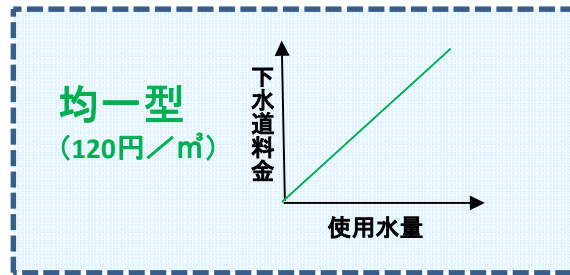
太田市③ 改定案2(逡増型)		
下水道使用料(税抜) 円/2ヶ月		
	使用水量	使用料
一般排水	1 ~ 20m <sup>3</sup>	110円
	21 ~ 50m <sup>3</sup>	120円
	51 ~ 300m <sup>3</sup>	130円
	301 ~ 500m <sup>3</sup>	140円
	501m <sup>3</sup> 以上	150円



	① 均一型 (現行料金)	② 均一型	③ 逡増型 (5段階)
グラフ色			
単価	101円	120円	120円
経費回収率	67.3%	80.0%	80.2%
使用料総収入	1,059,441,722円	1,258,742,640円	1,262,006,070円
差額	—	+199,300,918円	<b>+202,564,348円</b>
40m <sup>3</sup>	4,040円	4,800円	4,600円
500m <sup>3</sup>	50,500円	60,000円	66,300円
5,000m <sup>3</sup>	505,000円	600,000円	741,300円
10,000m <sup>3</sup>	1,010,000円	1,200,000円	1,491,300円

# 1. 下水道使用料改定案の審議・決定

太田市② 改定案1(均一型)		
下水道使用料(税抜) 円/2ヶ月		
	使用水量	使用料
一般排水	基本使用料	—
	1m <sup>3</sup> あたり	120円



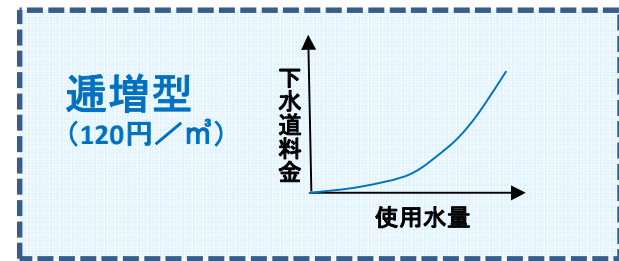
## ◆改定案1◆

一部使用料制  
従量制/**均一型** (120円)

### ●特徴

使った水量に応じて、  
120円 × ○m<sup>3</sup>で計算する為、  
わかりやすい料金体系

太田市③ 改定案2(逡増型)		
下水道使用料(税抜) 円/2ヶ月		
	使用水量	使用料
一般排水	1 ~ 20m <sup>3</sup>	110円
	21 ~ 50m <sup>3</sup>	120円
	51 ~ 300m <sup>3</sup>	130円
	301 ~ 500m <sup>3</sup>	140円
	501m <sup>3</sup> 以上	150円



## ◆改定案2◆

一部使用料制  
従量制/**逡増型**5段階  
(令和2年度調定データを基に平均単価120円)

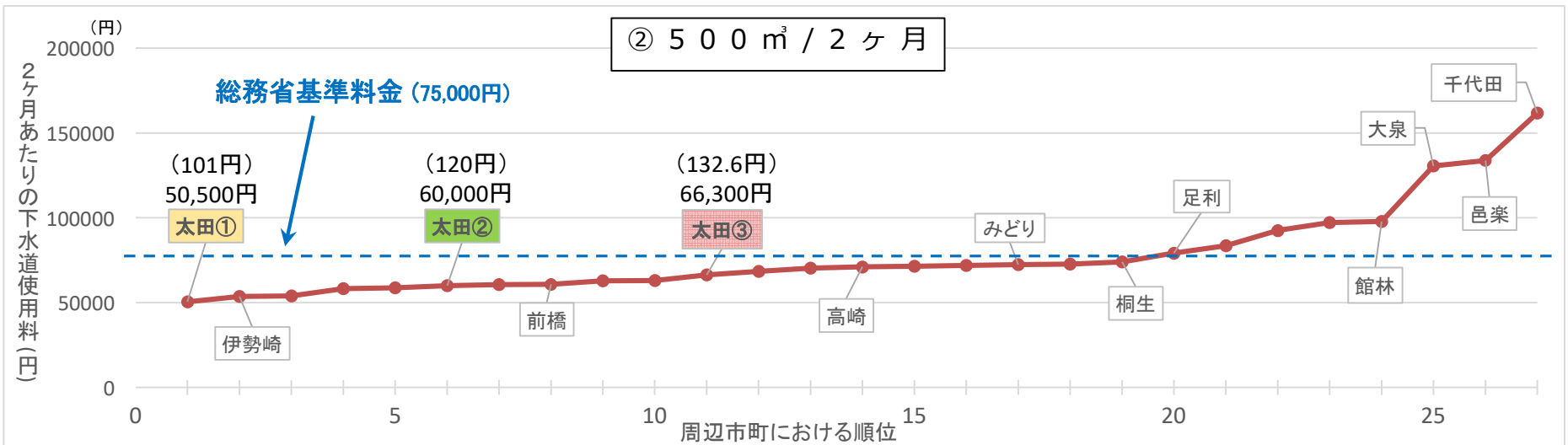
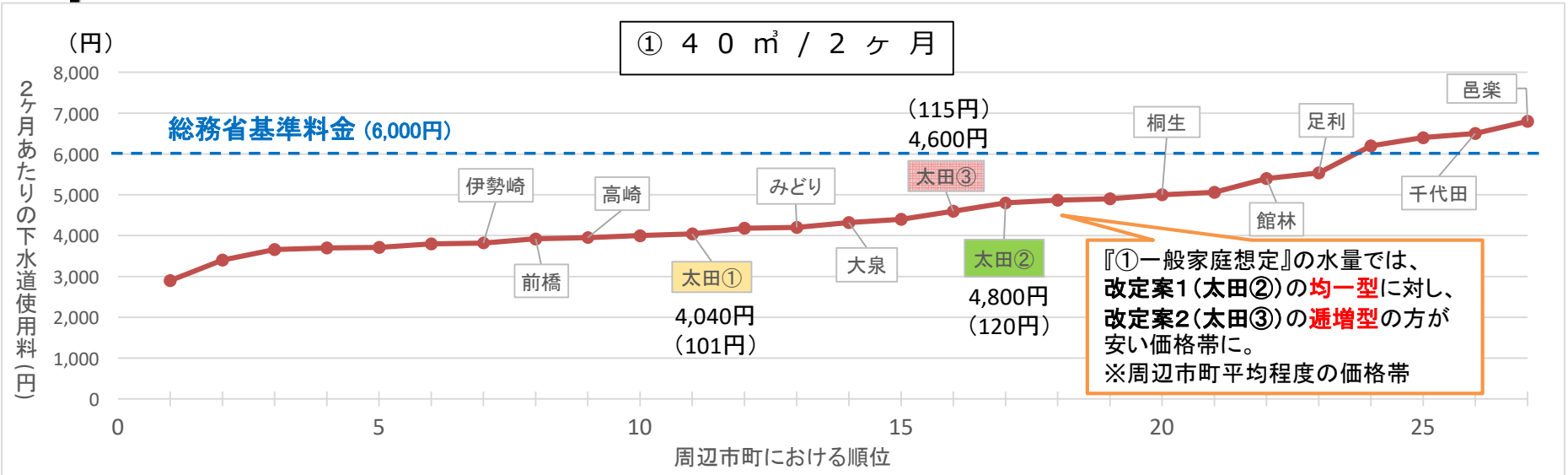
逡増型は多くの自治体が採用

### ●特徴

使う水量が**少ない**『一般家庭』からの負担を**小さく**するかわりに、  
使う水量が**多い**『事業所』からの負担を**大きく**する料金体系

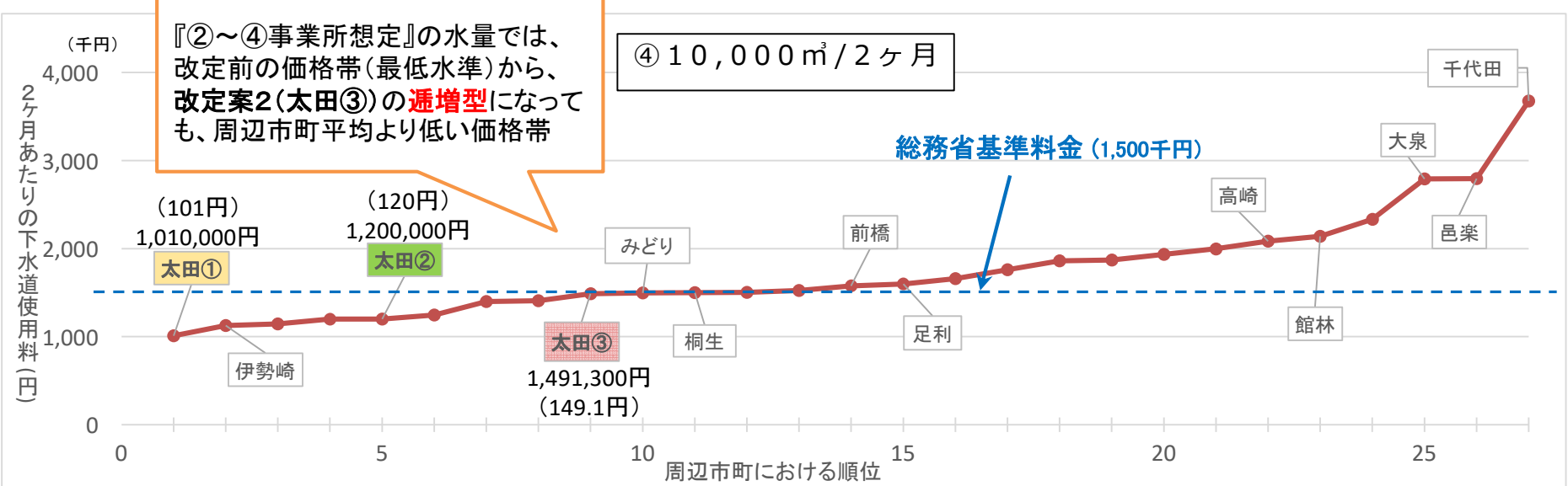
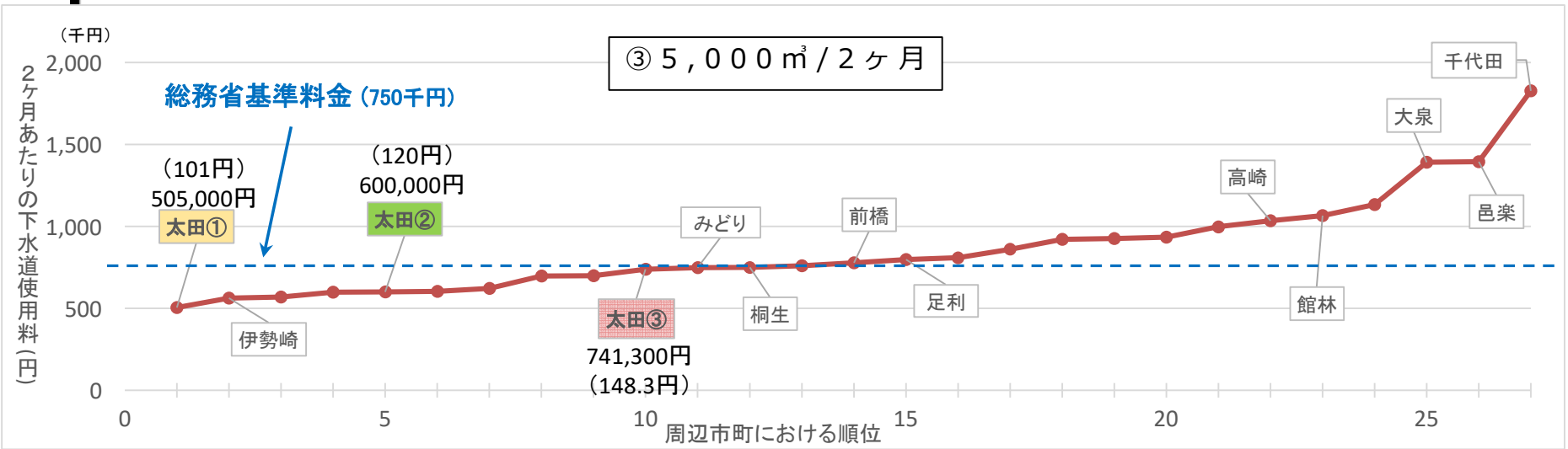
# 1. 下水道使用料改定案の審議・決定

(税抜)



# 1. 下水道使用料改定案の審議・決定

(税抜)



# 1. 下水道使用料改定案の審議・決定

## ◆ 下水道使用料改定案の最終決定 (Q&A)

Q. 料金改定の時期における意見

…『コロナ禍の今、改定を行うべきなのか』

A. 人口減少による**収入減**、設備更新等による**支出増**により、

**赤字拡大**想定で見直し待ったなしの現況。

・コロナ禍回復の見通しが**不透明**であり、

改定を延期しても先延ばしが続く可能性。

・下水道等を利用していない方の**不公平感**。

・**R7年度まで**に改定を行わないと、国の補助金が得られなくなる可能性。

⇒ 負担を軽減する為、段階的改定(今回の改定は経費回収率**80%**)

# 1. 下水道使用料改定案の審議・決定

## ◆下水道使用料改定案の最終決定（Q&A）

Q. 逡増型料金体系に対する意見

…『太田市は企業の街。企業（事業所）の負担増は、  
企業体力の減少に繋がる。』

A. 事業所の社員は太田市在住の方も多いと想定。

（均一型は社員の家計負担増）

・現行の下水道料金（事業所の水量）は周辺市町**最低水準**の料金体系。  
例え、逡増型案に決定するとしても、今回の改定は周辺市町平均以下の価格帯であることも踏まえ、事業所にはご理解いただきたい。

以上を踏まえて、  
委員の皆様には『改定案の審議と最終決定』をお願い致します。



## 2. 今後の料金改定の課題

### ◆ 平成17年1月21日全国財政課長・市町村課長合同会議資料

#### 2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図りたい

#### <参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること
- ② 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、……、まずは**使用料単価を150円/m<sup>3</sup>**（**家庭用使用料3,000円/20m<sup>3</sup>・月**）に引き上げること。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高かつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150円/m<sup>3</sup>を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

注) 汚水処理原価: 汚水処理経費を年間有収水量で除したもの

使用料単価: 使用料収入を年間有収水量で除したもの

### ◆ 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日総務省公営企業課長等通知(抄)）

#### 第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

#### 四 下水道事業

#### (1) 経営について

- ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び**使用料徴収月3,000円/20m<sup>3</sup>**を前提として行われていることに留意すること。

## 2. 今後の料金改定の課題

### ◆ 下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項

(令和2年度7月22日 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 事務連絡(抄))

公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金重点配分の対象としないこととします。

・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。

・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m<sup>3</sup>未満であり、**かつ**経費回収率が80%未満であり、**かつ**15年以上使用料改定を行っていない場合。

※ロードマップ…『下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について』の経費回収率向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したものを指す



### ◆ 今回の改定内容

使用料	120円/m <sup>3</sup>	➡	未達成
経費回収率	80%	➡	達成
使用料改定年	前回改定:平成22年度 (令和7年度で15年経過)	➡	達成



## 2. 今後の料金改定の課題

---

### ◆今後の料金改定の課題について

目指すべき経費回収率『**100%**(単価**150円**)』にむけて、  
今後段階的な改定を検討していく必要がある。

### 3. 料金改定までの流れ

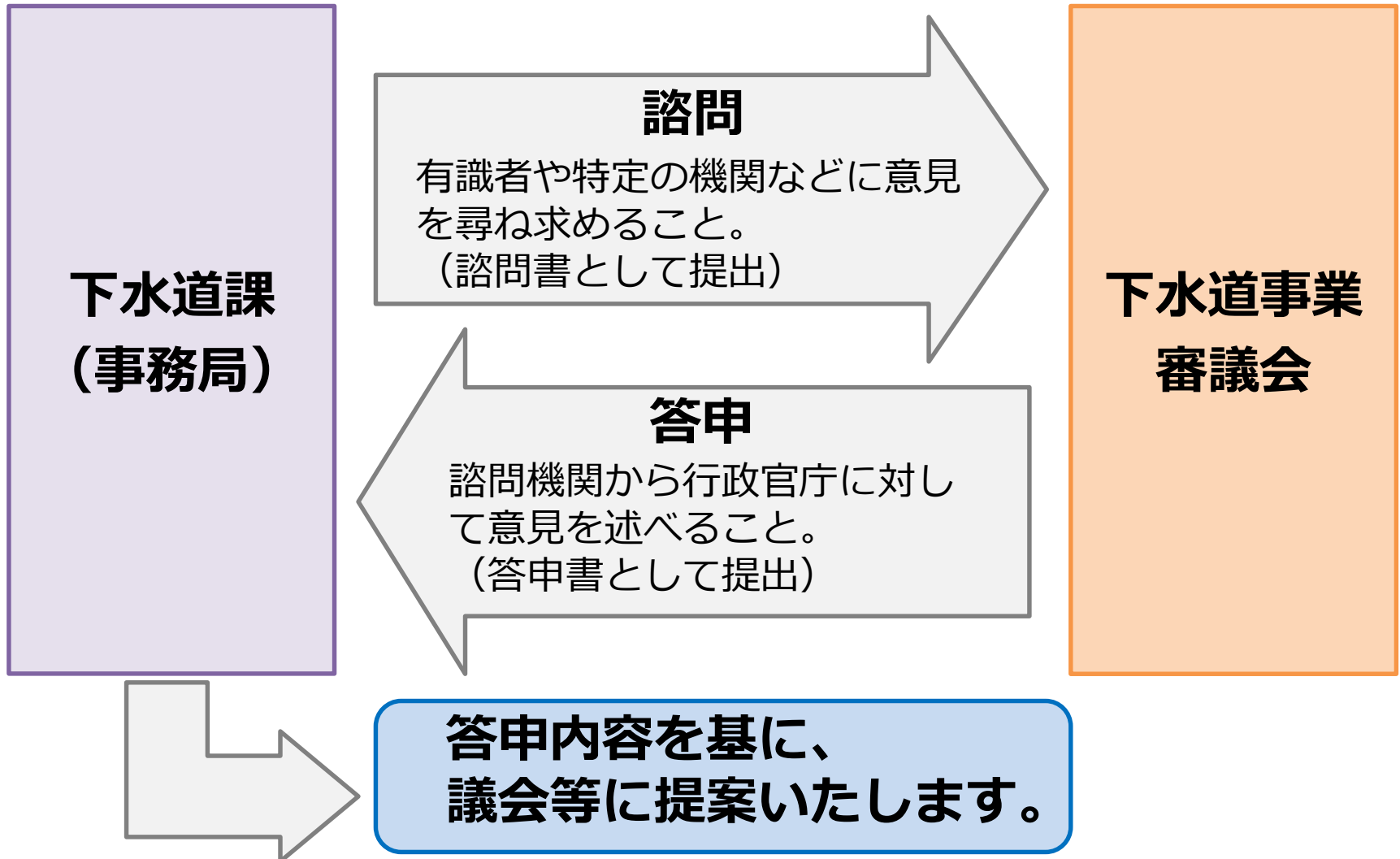


図 諮問と答申の関係

# 3. 料金改定までの流れ

下水第454号  
令和3年10月25日

太田市下水道事業審議会  
会長 長谷川 雄哉 様

太田市長 清水 聖義

諮 問 書

太田市下水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

記

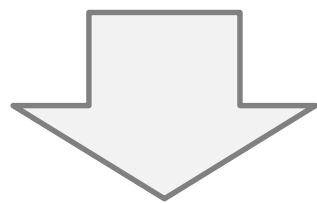
平成22年4月に改定された下水道事業等（公共下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水事業）の現行料金については、前回の改定から、11年の歳月が経過しており、現在に至っております。

今後、未普及地域の整備、施設の老朽化対策への取り組みが求められる中、少子高齢化の進行による人口減少等により、その財源となる下水道使用料の確保も厳しい状況が予想され、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上が求められています。本市の下水道事業等における経営戦略を策定した結果、「財源の適正化」として使用料適正化の検討が必要と思われる。

また、将来に渡ってすべての下水道全体計画区域を集合処理として整備していくことは、人口減少社会を迎えた中では、個別処理と比較して非常に非効率となることが想定されます。

つきましては、貴審議会において使用料の適正化の適否、下水道全体区域及び浄化槽事業の基本的な方向性について意見を求めるものであります。

**【本審議会に対する諮問】**  
「下水道使用料の適正化の適否、下水道全体区域及び浄化槽事業の基本的な方向性について意見を求める」



**委員の皆様のご意見を集約して、  
答申書を作成いたします。**  
※次回第5回 答申案の提示

図 諮問書の内容(令和3年10月25日、第1回太田市下水道事業審議会)

### 3. 料金改定までの流れ

	R3			R4										~	R5			
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	~	4	~	6	
下水道料金審議会	●		●		●		●	●										
答申								●										
条例改正案の上程												●						
広報・HP等での周知 (※料金改定について)																		
下水道料金改定																		●

